

主任研究員 北 良行

作成時期：平成 14 年 12 月

要 約

(1)南アフリカ共和国の鉱業法改正は、現在、白人の手中にある多くの資産を分配し、HDSAs (historically disadvantaged South Africans：特に黒人を意味する)の産業への経済的参加を促進させる政策の一貫として、鉱業活動に対して実施されたものである。この改正は、鉱業の枠組みを規定する本体の新鉱業法、政府の目標などを掲げた鉱業憲章及び金銭にかかわる事項を取り扱う予算法の3つから構成される。

新鉱業法では、国内の鉱物等資源は国家の管理に委ねられ、全南ア人に平等なアクセスと幅広い雇用機会を与えること、開発に当たっての権利は、踏査認可、探鉱権、鉱業権、採掘認可及び留保から成り、鉱産税等の支払い義務が規定されている。

鉱業憲章には鉱業法の目的を達成するため、10年以内に鉱業資産の26%をHDSAsに移管すること、HDSAsのマネジメントクラスの就業率を40%とすることが目標として合意されている。

また、予算法では鉱産税や鉱区税等の具体的数値が検討されている。

(2)現状を見た場合、鉱業資産の移管は、金や石炭分野では以前から始まっているが、一部の黒人エリートを新たに作り出すに留まっている。途中経過である5年で15%の移管では、すでに鉱業資産の11%程度がHDSAs関係にあるとのデータもあり、達成可能な数字と見られているが、Anglogold社の様に先行して資産を黒人へ売却した企業にとっては困難が予想される。最終目標である26%については、今後の情勢次第であるが、HDSAsの資金調達能力が疑問視されている。企業側はこれらの資金手当について協力することで合意しているが、その方法として、直接手当のほか、借り入れ保証やHDSAs従業員の株式取得などが検討されている。

マネジメントクラスの40%就業については、Anglo系各社等すでに養成プログラムを開始している各社では達成可能と見る一方で、全般的には適能者不足が懸念されている。

(3) 既存企業による資源の放棄に関しては、鉱種によって背景は異なるが、金や PGM については少なく、クロム、マンガン、バナジウムでは多くが予想される。しかしながら、手放される資源は、現状で経済性が劣る部分で、新規開発は困難であり、適正な開発計画の提出を求める新法の下では権利の取得申請は受理されない可能性が高い。

政府がこれまでも雇用促進のため鉱業製品の付加価値化を奨励し、クロム、マンガ、バナジウムで進んでいる。今回の法改正によってさらに付加価値化を促進しようとしているが、これは市場の中での問題であり、政府の指導で実現するものではないと業界は見ている。

外国からの参入については、鉱区取得の可能性の増加、地質情報の開示など探鉱面での促進は見られるが、HDSAs の参加などマイナス面も見られる。

(4) 各鉱種毎の今後の可能性は次の通りである。

金については、探査面から見た場合、南アで新しい有望地域を見いだすことは容易でない。現在行われている主な開発計画は、深部化が進んでいるため大きな投資を必要とし、魅力が薄れる。しかし、採掘の段取りさえつけば、新規開発者は比較的容易に参入できる。ただし、これらの会社は新規開発ではなく、既存の鉱床で既存の会社との合併事業を進めている。金鉱業は、南アの鉱業の中で最も規模の大きな産業であるため、政府は HDSAs の参入を強く望んでいる。この要望に応えるため、鉱業界は、現在開発中のプロジェクトの内、枝葉の部分を HDSAs 等の新規参入者に提供する可能性があるが、既存操業地域のパイの受け渡しとなり、今回の改正による生産への影響は多くなく、増産は望めない。

PGM については、金に比べて深部化が進んでいないこと、現在も地表付近に開発可能な地域が存在することから、探査や採鉱について大きな魅力を持っている。最近多くの新規生産が開始され、また、各社とも増産計画を立てているが、新規プロジェクトは既存鉱山の増産計画に比べ大きくない。これらの開発は今回の法改正とは関係なく、単なる経済的もしくは期待される需要への対応である。独自の生産ラインを想定した場合には、金属の生産技術はかなり高度であるため、技術と資金に問題が生じ、容易には参入できない。このため、現在 4 つある精錬施設を持つ会社と手を組んでゆかなければならない。なお、Impala Platinum 社は小規模な鉱山会社から買鉱精錬を実

施し、買鉱からの生産を含め2006年には2百万オンスのプラチナ生産を計画しており、HDSAs 企業による採掘稼行の受け皿となる可能性がある。また、プラチナの市況は好転しており、南アの増産分を十分に吸収して行くと考えられる

多くの有望鉱区がクロム、マンガン、バナジウムから手放される可能性がある。これらの開発は主に浅部であるが大規模な開発を必要とする。小規模鉱業を考えた場合経済性が疑わしい。ある程度の規模の操業を想定すると輸送等の施設利用の問題が生じる。加工工程はかなりの初期コストがかかり、過剰生産気味の状況では既存施設をもつ白人企業が他社からの買鉱を実施するとも考えにくい。これらの分野への新規参入は、白人についても魅力的とは言えず、HDSAs はさらに参加しにくいといえる。このため、これらの鉱種では、今回の改正による活性化は期待できない。

石炭は開発が浅所であり、採掘後の処理が少なく、他の鉱業に比べれば比較的参入しやすい分野といえる。しかし、採掘は機械化されており、小規模であることは生産性や労働環境から有利でなく、既存の生産体制に対して部分的に参加する事が最も可能な方法とみられる。また、南ア国内での消費があり比較的市場の開拓は容易であると思慮される。このため、今回の改正を機に、新規の開発は活発になると考える。

以上から、今回の改正等により南アで活発化される鉱業分野は、PGM と石炭分野であり、特に PGM は、世界に占める生産比率が高いため、強い影響を及ぼすと判断する。その生産量は、第 3-1 表に示すとおり、2001 年の 400 万オンス強から 2006 年には 650 万オンス程度に増加すると予想される。また、鉱業法の規定から推定すれば、5～10 年後には有望鉱区の所有権移動のピークが予想され、既存企業等のこれらに対する動向を観察する必要がある。

南ア PGM の生産予測

単位：千オンス

	2001	2002	2003	2004	2005	2006
Angloplats	2,110	2,250	2,520	2,856	3,178	3,528
Implats	1,030	1,039	1,042	1,050	1,253	1,266
Lonmin	717	750	870	870	870	870
Norhtam	168	230	230	230	230	230
Aquairius	113	122	153	209	233	257

SoutherEra	0	0	70	70	70	70
Total	4,138	4,391	4,885	5,285	5,834	6,221